

岐阜県製薬協会 会則

第 1 章 総 則

- 第1条 本会は岐阜県製薬協会と称し事務局を岐阜市内に置く。
- 第2条 本会は会員相互の親睦を図り業界の進歩発展並びに県民の保健衛生に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事項を行う。
1. 関係行政機関並びに日本製薬団体連合会及び関係諸所との連携ならびに調整を行う。
 2. 会員相互の連絡調整を行う。
 3. 品質向上並びに試験検査技術の斡旋を行う。
 4. 必要に応じて委員会を設置し委員長は役員会で決定する。
 5. その他、本会の目的を達成するために必要な事項を適宜実施する。

第 2 章 会 員

- 第4条 本会は岐阜県内に工場又は事業所を有する医薬品（医薬部外品、医療機器、化粧品、衛生材料を含む）製造業者及び製造販売業者で本会の趣旨に賛同する法人で組織する。

第 3 章 役 員

- 第5条 本会に次の役員を置く。
- | | |
|-----|------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 4名以内 |
| 理事 | 若干名 |
| 監事 | 2名以内 |
- 会長、副会長は会員の互選による。
理事、監事は会長、副会長の合議で選任する。
理事及び監事は企業体の代表者とする。
- 第6条 会長は本会を代表し会務を総理する。
副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
理事は会長、副会長を補佐し会務を分掌する。
監事は本会の会務及び会計を監査する。
- 第7条 役員任期は2年とする。但し重任及び再任を妨げない。
役員は任期満了後も、後任者が就任するまでその職務を行う。
- 第8条 本会に顧問、参与、相談役及び名誉会長を置くことができる。
- 第9条 本会の事務を処理するため事務局を設置し職員若干名を置くことができる。
事務局職員は会長が任命し、庶務に従事する。

第 4 章 会 議

第10条 会議は総会及び役員会とする。

第11条 総会は定期を年 1 回とし、その他必要に応じて開催する。総会の成立は総会員の過半数（委任状を含む）の出席を必要とする。

総会に付議すべき事項は下記の通り。

1. 収支予算及び収支決算承認に関する事項
2. 事業計画に関する事項
3. 会則変更に関する事項
4. その他役員会において必要と認めた事項

第12条 役員会は次の事項を審議する。

1. 総会に提出すべき議案
2. 会費賦課の決定
3. その他本会の事業を遂行する重要事項

第13条 総会と役員会は会長が招集し会議の議長は会長が当たる。

会議の議決は出席者の過半数で決定し可否同数の場合は議長が決定する。

第 5 章 会 計

第14条 本会の経費は会員の会費を充てる。

第15条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月末日までとする。

第 6 章 解 散

第16条 本会の解散は総会員の 3 分の 2 以上の同意を要する。

解散の場合は会長が精算人となる。

第 7 章 附 則

第17条 本会の入会退会は自由意志とする。（但し入会は役員会の同意を必要とする）

第18条 会員が会費その他本協会に対する債務の支払いの勧告を受けた後 90 日以上怠った時、又は会員が次の各号のいずれかに該当する時は役員会の出席者の 3 分の 2 以上の同意を以て除名することができる。

1. 本会の目的を妨げた場合または妨害せんとする行為があった時。
2. その他本会の利益を害するような行為があった時。

第19条 前条の理由により除名された会員に会費は返還せず、未納会費は納入させる。

第20条 役員任期中でも不相当と認められた時は役員会の決議で解任することができる。

本件の議決にかんしては第 18 条と同じ

第21条 会員は名称、所在地、代表者その他に変更があった時には遅滞なく事務局に届け出なければならない。

- 第22条 会員は総会員の3分の1以上の同意を得て会議の目的、理由その他をきさいした書面を会長に提出して臨時総会を招集することができる。
前項の請求を受け会長が正当な理由なくして1か月以上総会の招集手続きを行わない場合は請求者が総会を招集することができる。
- 第23条 臨時総会の招集は少なくとも開会の日より7日前までに日時、場所を通知する。
- 第24条 会費は役員会の決議を得て会長が賦課する。
- 第25条 本会の事務局職員の任免、給与、執務に関しては会長に一任する。
- 第26条 毎年度の予算は会長が原案を作成し役員会の決議を得なければならない。
- 第27条 当年度において余剰金がある時は翌年度の収入に繰り越しとする。
- 第28条 本会の円滑な事務運営を図るために庶務規程を設け事務処理をする。
庶務規程は会長が原案を作成し役員会の議決を経て実施する。

昭和56年5月22日

平成15年5月23日 一部改正

平成22年5月21日 一部改正

平成28年6月6日 一部改正